

「パートナーシップ構築宣言」

第一生命ホールディングス（以下「当社」）は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

- a. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
投融資先とのエンゲージメント強化、環境・気候変動ソリューション投融資によるファイナンス、パートナー企業との協業によるGHG排出量可視化支援や情報提供等、サステナビリティ関連ソリューションの提供を通じ、サプライチェーン全体のグリーン化に取り組めます。
- b. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）
健康経営の周知啓発や地域におけるWell-beingの啓発活動などを行います。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社グループは、グループのパーパスである「共に歩み、未来をひらく 多様な幸せと希望に満ちた世界へ」の実現を目指しています。パーパスの実現の根幹にあるのは持続可能な社会であると考え、当社が重点的に取り組むべき社会課題として4つの「コア・マテリアリティ」を定義しています。当社グループは、これからも持続可能な社会の実現に向け、コア・マテリアリティに基づく事業活動を実践することで、地球環境、地域・社会の課題解決につながる価値をお届けしていきます。

その中で、お客さま、地域・社会、株主・投資家、取引先、従業員を事業活動に深い関わりを持つステークホルダーと捉えており、様々なステークホルダーとの活発なコミュニケーションを通じて得られたご意見や評価などをもとに、課題の把握を行い事業活動に反映することで、信頼関係・協働関係を築き、持続的成長とより質の高い活動を推進した企業価値の向上に繋げていくように努めます。

2022年6月9日

(2025年2月26日更新)

第一生命ホールディングス株式会社

企 業 名

代表取締役社長 CEO 菊田 徹也

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。